

令和4年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和4年6月 8日

閉 会 令和4年6月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 教 育 班 長	森 昭 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長	坂 本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 川 崎 憲 二 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

第 6 報告第 4号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 7 報告第 5号 蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 8 報告第 6号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

第 9 報告第 7号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

第10 報告第 8号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

第11 報告第 9号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

第12 報告第10号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第13 報告第11号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第14 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第15 報告第13号 継続費繰越計算書の報告について

第16 議案の上程・提案理由の説明

- 議案第15号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 動産の買入れの契約の締結について
- 議案第19号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第20号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第21号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第22号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第23号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第24号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 第17 議案第15号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第16号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第18号 動産の買入れの契約の締結について

午前9時43分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。多少時間が早いようではありますが、始めたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和4年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番小鹿重一君、2番川崎憲二君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月10日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月10日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第3号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、陳情第4号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第5号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求め

ました。なお、教育課長については、所用のため欠席する旨の届出が提出されていますので、教育班長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さんおはようございます。

それでは、村議会の令和4年3月定例会以降の行事及び会議につきまして、行政報告申し上げます。

3月15日火曜日、蓬田中学校卒業式がございまして、これに出席をいたしました。

3月18日金曜日、蓬田小学校卒業式があり、出席をしております。

3月20日日曜日、蓬田保育園の卒園式がございまして、これに出席をしております。

3月23日水曜日、青森地域広域事務組合議会第1回定例会が広域消防本部でございまして、出席をしております。

3月25日金曜日、蓬田村連合自治会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をしております。

3月27日日曜日、蓬田村消防団第8分団動力ポンプ及び同積載車の入魂式を行いました。場所は蓬田村役場車庫でございます。

3月28日月曜日、青森県町村会の総会が開催されましたので、出席をしております。

4月7日木曜日でございますが、午前中が蓬田小学校の入学式、午後が蓬田中学校の入学式ということで出席をいたしました。

4月22日金曜日でございますが、外ヶ浜地区安心安全総決起大会ということで、規模を縮小しまして外ヶ浜警察署で行いましたので、これに出席をしております。

また、同日蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターでございましたので、これに出席しております。

5月1日日曜日でございます。蓬田村消防団第8分団の屯所の竣工式を行いまして、第8分団の屯所でこれを挙行しております。

5月15日日曜日、蓬田中学校の運動会が総合グラウンドで開かれましたので、出席をしております。

5月20日金曜日、田植え督励ということで、村内水田を巡回しております。村と議会代表と農協ということで回ってまいりました。

5月30日、蓬田村商工会総会がふるさと総合センターでございましたので、これに出席をしております。

6月1日水曜日、交通死亡事故ゼロ3年達成ということで、青森県から表彰されましたので、これに出席をいたしました。本日の東奥日報にもこれが掲載されております。内容につきましては、本年5月23日に3年を達成したということでございます。

6月3日金曜日、蓬田村保健協力員の委嘱状交付及び会議がございましたので、これに出席をしております。

6月5日日曜日、蓬田小学校の運動会が開催されましたので、出席をいたしております。

以上のおり、行政報告を申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

日程第5 報告第3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第3号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。税務課長。

○税務課長（高田一憲君） 報告第3号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

専決第3号、専決処分書。

蓬田村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものである。

主な改正内容について説明いたします。

個人住民税関係で、住宅借入金等特別税額控除、通称住宅ローン控除と呼ばれるものですが、その居住要件を令和3年までだったものが令和7年まで4年間延長され、控除期間が13年に延長されたことにより、個人住民税の適用期間が令和15年度から令和20年度まで5年間延長されるものです。

また、そのほかについては、国による地方税法の一部改正に伴い、関連する内容の整備をするものです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

---

日程第6 報告第4号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第4号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。税務課長。

○税務課長（高田一憲君） 報告第4号、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由として、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決第4号、専決処分書。

蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）の一部改正に伴い、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものである。

次のページをお願いします。

改正内容としては、租税特別措置法及び施行令の一部改正により、本条例における引用条項が変更となるため所要の整備をするものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

---

日程第7 報告第5号 蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第5号蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。税務課長。

○税務課長（高田一憲君） 報告第5号、蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

専決第5号、専決処分書。

蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）の一部改正に伴い、蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものである。

次のページをお願いします。

改正内容としては、租税特別措置法及び施行令の一部改正により、本条例における引用条項が変更となるため所要の整備をするものでございます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

---

日程第8 報告第6号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第8、報告第6号令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第6号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1枚、お開きください。

専決第6号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度蓬田村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,828万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,290万9,000円とするものであります。

それでは、総務課関係の主なものについて説明をいたします。

まず、歳入の13ページお開きください。

2段目、10款1項1目1節地方交付税ですけれども、5,817万4,000円を増額補正してございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページの上段の14款2項5目総務費国庫補助金の1節の個人番号カード交付事業費補助金と5節の社会保障・税番号制度中間サーバ整備交付金、これは事業の繰越しの部分で予算の減額をしております、1節は111万5,000円、それから5節のほうは346万3,000円を減額しております。

次の18ページの下段ですけれども、15款2項1目総務費の県補助金で1節であおもり移住支援事業補助金75万円を減額しております。これは実績がなかったため減額補正しております。

20ページ、お開きください。

中段の15款3項1目総務費委託金の3節統計調査費委託金で、各種統計の減額補正で11万3,000円を減額しております。それから、4節の選挙費委託金、衆議院議員選挙委託金36万円は、これは増額しております。

21ページ、お開きください。

一番最後の下段ですね、18款2項2目公共用施設整備基金繰入金、減額の300万円。これは基金の繰入金を減額しております。

22ページ、次のページですけれども、3段目です。20款3項1目第三セクター貸付償還金収入ということで減額の2,000万円。これは貸付けの実績がなかったため、収入を

減額してございます。

続いて、歳出です。24ページ、お開きください。

2款1項1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金の下段の蓬田村空家等解体費補助金120万円を減額してございます。これは事業の確定がございましたので、使わなかった部分を減額してございます。実績は4件あって120万円、不用額で4件分で120万円の減額してございます。

それから、25ページ、次のページですね、お開きください。

2款1項4目財産管理費の12節委託料です。259万2,000円減額してございますが、その中で主なものは防災ステーションの関係は、令和3年度事業を行われなかったため、これは繰越しする部分で減額をしてございます。それから、18節の負担金補助及び交付金、この248万円の減額に関しても令和3年度事業が行われませんでしたので、令和4年度へ繰越ししてございます。

それから、次の26ページ、お開きください。

2款1項8目企画費の12節委託料156万5,000円、これは事業確定により要覧の作成業務委託料32万3,000円、それからホームページの作成業務委託料124万2,000円を減額してございます。それから、20節貸付金、第三セクター貸付金ということで2,000万円の減額をしてございます。

それから、一番最後の13目財政調整基金24節の積立金として、蓬田村財政調整基金積立金651万7,000円を増額してございます。

それから、次のページ、27ページです。

14目公共用施設整備基金費として2億2,000万円を積立てしてございます。

それから、その下の15目新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして、18節の負担金補助及び交付金、これはよもぎた応援商品券の利用負担金として項目取っておりますけれども、これは事業確定のため27万1,000円を減額してございます。

それから、16目の新庁舎等建設事業費12節の委託料107万2,000円を減額してございます。これは繰越しする部分で減額してございます。

今度は41ページお願いします。

消防費です。9款1項1目非常備消防費の18節負担金補助及び交付金で383万7,000円を減額してございます。これは青森地域広域事務組合の分担金を減額してございます。

それから、2目の消防施設費の委託料75万7,000円、それから14節の工事請負費216万

7,000円、これはおのおの第8分団の屯所の事業が確定したので減額してございます。

総務課関係は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（高田一憲君） それでは、税務課関係の項目について説明させていただきます。

歳入、10ページをお開きください。

1 款村税 1 項市町村民税155万9,000円増額しております。

次に、下の 2 項固定資産税130万8,000円を増額しております。

次に、3 項軽自動車税11万6,000円を増額しております。

次に、4 項市町村たばこ税439万9,000円を増額しております。

次のページ、11ページ、2 款地方譲与税から12ページ、8 款自動車税環境性能割交付金まで、それぞれ収入見込額を計上してございます。

次に、歳出、26ページをお開きください。

下段になりますが、2 款 1 項11目地籍調査費12節委託料、登記業務委託料20万円を減額計上しております。

次のページ、27ページをお開きください。

下段、2 款 2 項 2 目賦課徴収費233万1,000円を減額計上しております。

いずれも事務事業終了に伴い精査したものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 住民課関係の主なものについて説明させていただきます。

30ページをお願いします。歳出になります。

3 款 1 項 1 目27節繰出金、国保特別会計に関する繰出金、合わせて344万7,000円を減額しております。これは国保事業の事務事業の確定に伴い予算調整を行っております。

その下の30ページ、31ページになりますけれども、3 款 1 項 2 目27節繰出金、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に関する繰出金、合わせて672万2,000円を減額しております。介護437万5,000円、後期高齢234万7,000円となっております。これも介護並びに後期高齢者医療の事務事業の確定に伴い予算調整を行ったものです。

歳入も同じく予算調整を行っています。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

31ページをお開きください。

中段、3款1項5目社会福祉施設費19節扶助費760万1,000円を減額計上しております。

次に、32ページをお開きください。

上段、3款1項9目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費60万円を減額計上しております。

その下、11目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費732万9,000円を減額計上しております。

次に、33ページをお開きください。

上段、3款2項4目保育所費18節負担金補助及び交付金1,260万円を減額計上しております。

34ページをお開きください。

4款1項3目環境衛生費1,030万5,000円を減額計上しております。

35ページをお開きください。

下段、4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1,294万3,000円を減額計上しております。

いずれも年度事業確定に伴い精査し、予算調整したものです。なお、歳入につきましては、歳出対応額を合わせて予算措置しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 産業振興課関係の予算の主なものについて説明いたします。

歳出、36ページをお開きください。

6款1項3目18節強い農業・担い手づくり総合支援交付金527万4,000円の減額です。これは補助上限300万円の国100%の農業施設導入事業です。当初予算で3件分900万円の予算措置していましたが、実績が3件で372万6,000円で確定したため減額するものです。

続きまして、37ページをお開きください。

6款1項11目18節農業次世代人材投資資金事業費補助金327万7,000円の減額です。これは新規就農者に対して交付される国100%の補助事業です。新規の採択者がいなかったなど、事業費の確定による減額です。

続きまして、その下段、6款2項1目18節分収林間伐材等交付金180万円の減額です。これは間伐材売払収入のうち、分収造林者に支払われるものですが、令和3年度中に分収林の間伐の実績がなかったため、全額減額するものです。

今説明した以外の予算も事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳入から説明いたします。14ページをお開きください。

上段、13款1項3目4節戸建て住宅使用料50万4,000円の減額については、空き部屋分の37万8,000円の減額と12月にけがで入院していて家賃を支払うことができなかった方の分12万6,000円を減額いたしました。その後、けがが回復に向かい、5月末に12万6,000円を納めていただいております。

16ページをお開きください。

下段、14款2項3目1節社会資本整備総合交付金1,732万2,000円の増額については、事業費の確定に伴い、よもっと団地家賃補助分560万1,000円の増額、小型除雪ロータリー購入分52万5,000円の減額、平年を上回る降雪による除雪経費に対しての補助分1,224万6,000円の増額になります。その下、3節道路メンテナンス事業補助金305万円の増額については、事業費の確定に伴い、橋梁補修工事分212万2,000円の増額と橋梁補修設計業務委託費92万8,000円の増額になります。

次に、歳出について説明いたします。36ページをお開きください。

中段、6款1項5目14節工事請負費、応急工事費は支出金額の確定に伴い37万9,000円の減額となります。

その下、18節負担金補助及び交付金、県営瀬辺地地区農地整備事業負担金は事業費の確定に伴い61万1,000円の減額となります。

39ページをお開きください。

上段、8款2項1目10節需用費、修繕料は支出金額の確定に伴い20万円の減額となります。その下、12節委託料423万3,000円の減額は、支出金額の確定に伴い、道路台帳整

備委託料100万円の減額、橋梁補修工事測量設計業務委託料272万7,000円の減額、村道5-1-1号線道路拡幅工事測量設計調査業務委託料50万6,000円の減額となります。その下、13節使用料及び賃借料、村道等維持機械借上料は支出金額の確定に伴い10万2,000円の減額となります。その下、14節工事請負費158万3,000円の減額は、支出金額の確定に伴い村道維持管理工事費24万4,000円の減額、村道舗装補修工事費84万7,000円の減額、村道橋梁補修工事費49万2,000円の減額となります。その下、16節公有財産購入費、村道3-1-1号線道路拡幅工事用地購入費は支出金額の確定に伴い408万2,000円の減額となります。その下、21節補償補填及び賠償金、村道3-1-1号線道路拡幅工事補償費は支出金額の確定に伴い20万5,000円の減額となります。

その下、8款2項2目10節需用費828万2,000円の減額は、支出金額の確定に伴い消耗品費563万6,000円の減額、燃料費199万2,000円の減額、光熱水費36万1,000円の減額、修繕料29万3,000円の減額となります。

40ページをお開きください。

上段、11節役務費112万1,000円の減額は、支出金額の確定に伴い建設機械任意保険料10万2,000円の減額、建設機械車検料14万2,000円の減額、建設機械特定自主検査料87万7,000円の減額となります。その下、13節使用料及び賃借料、排雪自動車借上料は支出金額の確定に伴い115万4,000円の減額となります。その下、15節原材料費、凍結防止剤は支出金額の確定に伴い44万6,000円の減額となります。その下、17節備品購入費、小型除雪ロータリー購入費は支出金額の確定に伴い78万9,000円の減額となります。その下、21節補償補填及び賠償金、除排雪構造物破損補償費は支出金額の確定に伴い109万3,000円の減額となります。

中段、8款3項1目14節工事請負費、河川維持管理工事費は支出金額の確定に伴い120万3,000円の減額となります。

下段、8款4項1目10節需用費、光熱水費は支出金額の確定に伴い15万2,000円の減額となります。その下、11節役務費、ハウスクリーニング手数料は支出金額の確定に伴い23万5,000円の減額となります。その下、12節委託料、浄化槽保守点検委託料は支出金額の確定に伴い20万4,000円の減額となります。その下、14節工事請負費、よもっと団地改修工事費は支出金額の確定に伴い20万5,000円の減額となります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） 次に、教育班長。

○教育課教育班長（森 昭君） それでは、教育委員会関係の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。17ページをお開き願います。

上段2つ目、14款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費国庫補助金6節学校保健特別対策事業費補助金42万7,000円の増額となります。これは学校における新型コロナ対策としての補助金となりますが、事業の確定による増額となっております。

続いて、歳出をご説明いたします。41ページをお開きください。

下段、10款教育費1項教育総務費2目事務局費から次のページ、3目新型コロナウイルス感染症対策費の総額244万7,000円は、事業費の確定による減額となります。主なものとしては、42ページ、11節役務費のPCR検査手数料74万2,000円を減額しております。小中学校の修学旅行、成人式等で使用し確定したものでございます。

続いて、中段、10款2項小学校費の1目学校管理費及び2目教育振興費は、事業の確定により361万2,000円の減額になります。主なものとしては、10節需用費の燃料費139万円の減額及び14節の工事請負費の網戸更新工事費の102万6,000円の減額となります。

続いて、下段、10款3項中学校費1目学校管理費から次のページお開きいただいて、教育振興費は総額で409万7,000円の減額で、事業費の確定により減額になります。主なものとしては、42ページをお開きいただいて、10節需用費の燃料費109万5,000円の減額及び14節の網戸更新工事の105万6,000円の減額となります。

続いて、下段、10款4項社会教育費1目社会教育総務費から次のページ、3目ふるさと総合センター管理費事業も事業の確定により310万6,000円を減額しております。

その下、10款5項保健体育費の総額267万5,000円の減額は、事業の確定による減額となります。

教育委員会関係の説明は以上となります。

○議長（木村 修君） それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 40ページをお開きください。よろしいですか。

40ページ、土木費の中の1項の21節、今年も109万3,000円という除排雪に伴っての建物構造物等の破損補償費というのが計上されています。

私、前回一般質問の中でぎりぎりの人数でやっていますから、生身の人間ですから、幾らか人数に余裕を持って事業に臨むべきではないのかっていうことを質問しましたけ

れども、こういう破損補償費が毎年計上されておりますけれども、なぜこういう補償費が発生するのか、課長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 除雪の構造物破損補償費については、石拾いとか歩車道ブロック等の補修とか15件ありまして、約190万6,000円のほうで修理しております。

除雪隊にはなるべく破損とかないように、今後とも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 課長の答弁、お聞きしましたが、私もダンプ事業やっている関係、村にも協力をして、排雪に携わっている者ですけれども、私の目の前でロータリー車があまりにも脇に寄せた雪でブロック塀が隠れてしまっておりました。そのブロック塀の隠れている部分、どこでロータリーを差していけばいいのか、オペレーターは悩んでいて、目の前でロータリーで雪を食って行ったところ、ブロックを食ってしまいました。目の前でそういう事故を目撃しております。

これはやはりまだブロック塀とか、そういう檜垣とか、そういうのが頭が見えている時点で排雪をすれば、ぶつけずにロータリーで食っていけるのではないのでしょうか。

もう少し事前に、6分、7分の時点で排雪の事業を行うようにしていただけたら、見えなくなってしまってからやらなくても済むのではないのでしょうか。そのことについて、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） ブロック塀のお話いただいて、ブロック塀を壊したということとであります。除雪隊には雪降る前に担当のルートを確認していただくということを、まず努めてまいりたいと思います。

雪を降る前にブロック塀を確認、見えなくなる前に排雪したらよいという意見でありますので、その点には今後検討していきたいと思います。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） このようなことを、今まで何度も一般質問でも行ってきました。

しかしながら、毎年、降るとき、皆さんご存じのように、1日に何十センチメートルもいきなり降ったりしますから、その予定が1日で覆されてしまう、そういう事態の自然相手ですから、何とも課長もお困りではないかとは存じますけれども、やはりこうい

う無駄な経費を計上されないためにも、できるだけ速やかに1日で何十センチメートルも降るといふのを想定しながら進めていただければと願うばかりです。

以上です。

○議長（木村 修君） 答弁なし。（「結構です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 10ページをお願いします。

一番下段の市町村たばこ税のことですけれども、当初の見込みが2,700万円というものに対して439万9,000円の増額ということで、増額ですからいいわけですけれども、額にしてみると多いなと思いますけれども、何か特別な理由ございますか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（高田一憲君） 今ここで特別な理由というのは、ちょっと思い浮かびませんが、想定した当初予算よりたばこを村内で消費していた部分が大幅に増加したというものでの実績となる部分です。

以上です。（「よろしいです」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

---

日程第9 報告第7号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算  
(第3号)の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第9、報告第7号令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)の専決処分について、報告を求めます。教育班長。

○教育班長（森 昭君） 報告第7号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認

を求める。

提案理由としまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。

専決第7号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2,670万円とする。

それでは、説明いたします。5ページをお開きください。

まず、歳入を説明いたします。歳入の主なものといたしまして、1款1項1目1節給食費収入2万8,000円の減額となります。これは収入額の確定による減額としてございます。

その下、2款1項1目1節繰入金、一般会計繰入金94万7,000円を事業費確定により減額しております。

次のページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費10節需用費97万5,000円を事業費の確定により減額としております。

以上、説明は終わります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

---

日程第10 報告第8号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算  
（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第10、報告第8号令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第8号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条の第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第8号、令和3年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,764万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,991万2,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分滞納繰越分から介護給付納付金分滞納繰越分と、2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて989万7,000円を増額しております。保険収納率現年度分95.71%、滞納繰越分18.7%、これは5月31日現在のものです。

次の8ページをお願いします。

3款1項国庫補助金1目1節災害臨時特例補助金28万2,000円を計上しております。これは、コロナの影響で保険税減免者2名分となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

6款1項1目一般会計繰入金345万円を減額しております。内容は、国保分の出産育児一時金が1名となっております。

その下、6款2項1目財政調整基金繰入金115万2,000円を減額しております。

12ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費3,273万9,000円を減額しております。昨年に比べてがん患者や心疾患の人が減ったことやコロナ感染により病院に行くことも減ったことも関係していることが要因と思っております。依然として村の多い病気ではがん疾患、生活習慣病等となっております。

次、13ページをお願いします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費592万3,000円を減額しております。これは、一

般者の人の3割保険負担で算出されるが、負担限度額の軽減を図ることや国保と介護の保険を利用し限度額の軽減を図ることをしております。がん患者の抗がん剤や心疾患のカテーテル等が減ったことが要因としております。

次、17ページをお開き願います。

5款2項1目特定健康診査等事業費126万4,000円を減額しております。主に特定健診等委託費124万1,000円を減額しております。これは、年1回で個別健診も受診できるようにしているということです。特定健診の結果は、集団で233名、個別で34名、受診率41.4%となっております。

その下の6款1項1目24節財政調整基金積立金1,976万5,000円を増額しております。内容としては、令和2年度のコロナ感染拡大により7名が保険税の減免の対象となり、保険税の調定額も低くしておりました。また、半成員のホタテ価格も低迷したため、令和3年度の国民健康保険の調定額も低く予算化をしていました。令和3年度実績は、保険徴収率の大きく伸びたこと、半成員のホタテの単価が173円と非常に高かったことや医療適正化特定保健指導や多受診者への訪問、ジェネリック医療の利用の拡大を図ったことも要因かと思っております。

今回の補正は、国保事務事業の確定に伴い予算調整を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 7ページ、お開きください。

2款1項に補正額が989万7,000円計上しています。

課長の説明の中では、滞納者が18.7%と申し上げていましたけれども、この滞納者についての対策及び18.7%が数字に直した場合、どのくらいの数値額になるか、分かっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 滞納のことですけれども、まず、滞納者の方には督促状、それから催告書を郵送しております。また、電話連絡等で納税者の相談、役場に来庁した際には別の部屋でもって相談をしてもらい、また預貯金の調査等も大口滞納者については調べています。

最後に、どうしても駄目な場合は、滞納整理機構のほうに移管して納付してもらうことをしております。

ただ、もう1つのほうについては、まだ今準備できていませんので、後ほど回答をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 課長の答弁もありがとうございました。

17ページのほうに積立基金として約2,000万円、積立てますよという報告がございますが、高くても一生懸命1年を通して支払っている国保被保険者もおりますので、やはりその辺は不公平感のないようにしていただきたいなと思います。

また、様々なコロナ禍の中で、国からも行政を通じて一般地域社会に対しての住民に対して補助金や給付金、また国が直接国民1人当たりにとり、様々な給付を国もコロナ禍についてなかなか給料が上がらない、物価は高くなるということから、そういうふうなこと、政策をやっていると思いますので、そういう給付金 coming しているわけです。そういう給付金を受けていながら、それを受けている人がこういう滞納をしているとかは明らかにはなっていませんけれども、もしそういう方がこういう給付をいただいているのであれば、その点、別室にて上手に話し合っ、滞納を避けていただきたいなと、このように思いますので、課長にはその辺を十分配慮して滞納が1件でも少なくなるよう、数字が小さくなるよう努力していただきたいと思います。

以上です。答弁は結構でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数であります。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

---

日程第11 報告第9号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第11、報告第9号令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、報告を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 報告第9号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

1枚、お開きください。

専決第9号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億96万2,000円とする。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款1項1目1節一般会計繰入金899万9,000円の減額となります。これは水道事業費の確定に伴い減額を行ったものです。

歳出について説明いたします。6ページをお開きください。

1款1項1目10節需用費、修繕料は支出金額の確定に伴い23万7,000円の減額となります。その下、12節委託料、蓬田村簡易水道事業公営企業会計法適化支援業務委託料は支出金額の確定に伴い54万6,000円の減額となります。その下、14節工事請負費485万円の減額は、支出金額の確定に伴い、水道維持管理工事費300万5,000円の減額、水道メーター定期更新工事費48万5,000円の減額、N C U及び表示器定期更新工事費106万3,000円の減額、No.1配水池水位計交換工事費29万7,000円の減額となります。その下、17節備品購入費、メーター購入費は、支出金額の確定に伴い309万4,000円の減額をしております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですので、終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

---

日程第12 報告第10号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第12、報告第10号令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 報告第10号、令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第10号、令和3年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,463万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,446万円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入になります。

1款1項介護保険現年度分特別徴収、普通徴収、滞納繰越を合わせて153万8,000円を計上しております。収納率、4月6日現在で99.46%となっております。

続きまして、8ページをお願いします。

6款1項一般会計繰入金437万5,000円を減額しております。

それから、9ページをお願いします。

2項基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金1,382万5,000円を減額しております。

次に、10ページから12ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費から12ページ、9目居宅介護サービス計画給付費まで、合わせて2,974万8,000円を減額しております。内容は、居宅介護サービス給付費、自宅での介護サービスの減額、施設介護サービスの給付費、特養たんぽぽ等が老人施設として該当しております。

続きまして、14ページ中段、3款1項地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス

事業費153万9,000円を減額しております。主に、65歳以上の訪問介護や通所介護デイサービスの利用の人が該当で、訪問、通所を合わせて142万9,000円を減額しております。また、第1号介護予防支援の負担金11万円も減額しております。

その次は15ページ、16ページになります。

3款3項包括支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費から6目地域ケア会議推進事業費まで合わせて202万9,000円を減額しております。これは、包括支援センター委託料や生活支援体制整備事業委託費として社会福祉協議会へ支出したものです。また、介護施設の研修等もなっております。

続きまして、17ページ中段をお願いします。

4款1項基金積立金1,241万8,000円を計上しております。

今回の補正は、介護事業事務事業費の確定に伴い予算調整を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですので、終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

---

日程第13 報告第11号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第13、報告第11号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第11号、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第11号、令和3年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,024万4,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と2目普通徴収保険料を合わせて45万9,000円を計上しております。村の調定額に合わせた額となっております。保険収納率99.63%となっております。

続きまして、6ページをお願いします。

5款諸収入2項1目1節保険料還付金2万9,000円を増額しております。過年度分の還付金に充当します。

その下、5款3項雑入、特定健診実績額と手数料で80万9,000円となっております。

それから、7ページ、8ページをお願いします。歳出になります。

1款1項総務費から4款1項予備費まで所要の予算措置を講じており、歳出105万円を減額しております。広域連合に納付分として支払ったものです。

今回の補正は、後期高齢者医療事業の事務事業の確定に伴い、予算調整を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（木村 修君） それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

---

日程第14 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（木村 修君） 日程第14、報告第12号繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第12号、繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）第3条及び蓬田村一般会計補正予算（第12号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

1枚、お開きください。

内訳は、2款1項総務管理費の社会保障・税番号制度システム整備費の繰越額は272万8,000円、それから防災情報ステーション機器更新事業770万円、これは事業が令和3年度で完了できなかったため、令和4年度へ繰越しする部分でございます。どちらも全額です。

それから、次の3款1項住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、事業費は4,003万8,000円ですけれども、その中の一部として300万4,000円の部分を令和4年度へ繰越しするものでございます。これは、財源といたしましては、国庫が300万3,000円と一般財源が1,000円となります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

---

日程第15 報告第13号 継続費繰越計算書の報告について

○議長（木村 修君） 日程第15、報告第13号継続費繰越計算書の報告について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第13号、継続費繰越計算書の報告について。

令和3年度蓬田村一般会計補正予算継続費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

1枚、お開きください。

2款1項総務管理費の蓬田村庁舎建設設計等業務委託料、総額は6,096万4,000円でございますけれども、この中の繰越しする部分は13万9,000円を繰越しするものでございます。これは、プロポーザルで設計業務をしたものの、令和3年度の部分の残りの部分を繰越しするものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

以上で、報告第13号継続費繰越計算書の報告を終わります。

---

#### 日程第16 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第16、議案の上程。今期定例会に提出されております議案10件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 令和4年第2回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案10件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第15号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第16号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第17号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を継続するため提案するものであります。

議案第18号、動産の買入れの契約の締結については、水道業務の用に供する水道メーターを買入れするため提案するものであります。

議案第19号、令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金2,775万3,000円、県支出金4,500万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費8,234万4,000円、衛生費2,678万7,000円などを増額し、農林水産業費138万9,000円などを減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1億3,609万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ23億6,363万6,000円となるわけであります。

議案第20号、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金626万1,000円を増額し、負担金626万1,000円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ3,172万2,000円となるわけであります。

議案第21号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金29万2,000円を減額し、歳出として総務費29万2,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに29万2,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,536万7,000円となるわけであります。

議案第22号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金860万円を増額し、使用料及び手数料860万円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ1億1,272万円となるわけであります。

議案第23号、令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰入金35万8,000円を増額し、歳出として総務費35万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに35万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億6,697万1,000円となるわけであります。

議案第24号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部に つきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

日程第17 議案第15号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
案

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第15号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高田一憲君） 議案第15号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものです。

新旧対照表をお願いします。

今回の改正内容としては、基礎課税額の上限額を63万円から65万円に2万円の引上げ、後期高齢者支援金等課税額の上限額を19万円から20万円に1万円引き上げるものです。併せて、これらに関連する内容の整備をするものです。

附則1、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は令和4年4月1日から適用する。2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第16号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第18、議案第16号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(高谷久美子君) 議案第16号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案。

蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

別表第1第1項、次に掲げる視覚障害について一部改正するものです。

1つ目、父または母の視力障害の認定基準について、4項の目の視力に応じて適正に評価できるようにするために第1号を両眼の視力がそれぞれ0.03以下のものへ改正し、第2号については追加するものであります。

2つ目、父または母の視野障害の認定基準について、障害の程度に応じた適切な評価ができるようにするため、第3号及び第4号を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は令和4年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第19、議案第17号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 議案第17号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を継続するため提案するものです。

新旧対照表をお願いします。

新たな文言等がなっていますが、改正前が令和3年4月1日を令和4年4月1日に改めて、減免措置を継続するということです。

説明は以上となります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第18号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（木村 修君） 日程第20、議案第18号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第18号、動産の買入れの契約の締結について説明いたします。

次の通り動産を買入れすることについて、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、買入物件 水道メーター（NCU・表示器）

2、契約の方法 随意契約

3、契約金額 741万3,520円

4、契約の相手方 青森県青森市花園2丁目9番23号マンション如水106号 愛知時計電機株式会社青森営業所 所長 土田 学

提案理由、水道業務の用に供する水道メーター（NCU・表示器）を買入れするため提案するものであります。

今年度は、郷沢地区、蓬田地区の一部、宮本地区の水道メーター268個、NCU210個、表示器58個を買入れするものであります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時29分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 7月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 小 鹿 重 一

会議録署名議員 川 崎 憲 二